

○吹田市立図書館条例

昭和27年6月5日条例第183号

(設置)

第1条 図書館法（昭和25年法律第118号）に基づき、本市に図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、別に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 吹田市立中央図書館 吹田市出口町18番9号
- (2) 吹田市立千里図書館 吹田市津雲台1丁目2番1号
- (3) 吹田市立さんくす図書館 吹田市朝日町3番501号
- (4) 吹田市立江坂図書館 吹田市江坂町1丁目19番1号
- (5) 吹田市立千里山・佐井寺図書館 吹田市千里山松が丘25番2号
- (6) 吹田市立千里丘図書館 吹田市千里丘上14番33号
- (7) 吹田市立健都ライブラリー 吹田市岸部新町2番の一部及び3番

(管理)

第3条 前条各号に掲げる図書館は、教育委員会が管理する。

(目的)

第4条 第2条各号に掲げる図書館は、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供することにより、その教養、調査研究、レクリエーション、視聴覚教育等に資することを目的とする。

2 健都ライブラリーは、前項に規定するもののほか、北大阪健康医療都市の地域特性を生かし、健都レールサイド公園において行う事業と連携して健康の増進を図るための事業を行うことにより、健康寿命の延伸に資することを目的とする。

(図書館協議会)

第5条 図書館法第14条第1項の規定に基づき、中央図書館に吹田市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、委員10人以内で組織する。
- 3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(指定管理者による管理)

第6条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に健都ライブラリーの管理に係る次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) 第4条第2項に規定する事業の実施に関する業務
- (2) 施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、健都ライブラリーの管理に関し教育委員会が必要と認める業務

2 教育委員会は、前項の規定により指定管理者に健都ライブラリーの管理を行わせる場合においては、教育委員会規則で定めるところにより、あらかじめ申請した団体のうち、健都ライブラリーの設置目的を最も効果的に達成することができると認められる団体を指定管理者として指定する。

3 教育委員会は、指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

4 教育委員会は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(指定管理者候補者選定委員会)

第7条 前条第1項の規定により指定管理者に健都ライブラリーの管理を行わせる場合においては、本市に、教育委員会の附属機関として、指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、教育委員会の諮問に応じ、前条第2項の規定により指定しようとする団体の選定及び指定管理者の評価について審議し、答申するものとする。

3 選定委員会は、委員5人以内で組織する。

4 委員は、学識経験者その他教育委員会規則で定める者のうちから、必要の都度教育委員会が委嘱し、又は任命する。

5 委員の任期は、当該諮問に対する答申の時までとする。

6 委員は、再任されることができる。

- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(委任)

第8条 図書館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（省略）

附 則（平成24年9月28日条例第53号）

この条例は、平成25年1月9日から施行する。ただし、第1条第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年12月28日条例第39号）

この条例は、平成32年11月11日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第5条を第8条とする改正規定、同条の前に2条を加える改正規定（第6条第1項に係る部分を除く。）、第4条第1項の改正規定、同条を第5条とする改正規定、第3条を削る改正規定、第2条の改正規定（同条に1項を加える部分を除く。）、同条を第4条とする改正規定、同条の前に1条を加える改正規定、第1条の改正規定（同条に1号を加える部分を除く。）、同条を第2条とする改正規定及び同条の前に1条を加える改正規定 公布の日
- (2) 第5条を第8条とし、同条の前に2条を加える改正規定（第6条第1項に係る部分に限る。）

平成32年7月1日